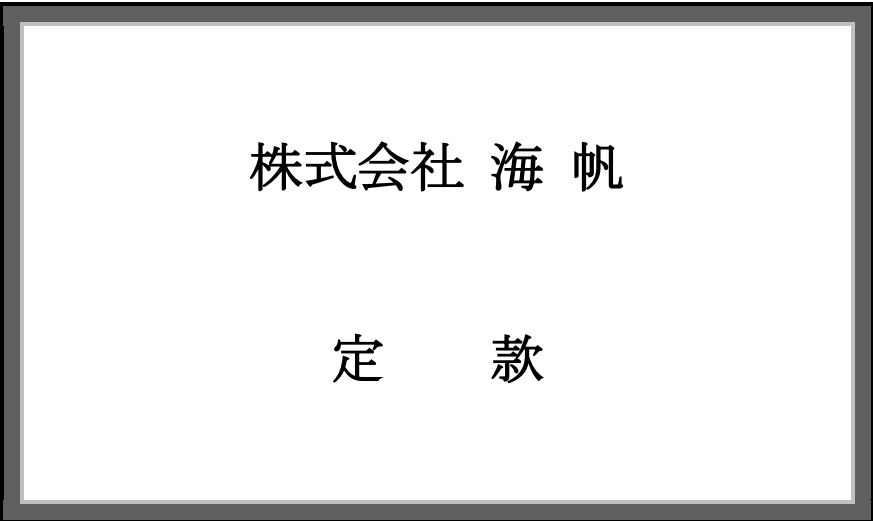




規程種別	基本規程	制定	2006年10月11日
ファイル番号	A-1	最終改訂	2026年 6 月26日

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社海帆と称し、英文では kaihan co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 飲食店の経営
2. 飲食店経営のコンサルティング
3. フランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導
4. 食品、農畜水産物の加工及び販売
5. 食品、農畜水産物の加工技術指導
6. 鮮魚類の卸売及び小売
7. 食料品、海産物、乾物の卸売及び小売
8. たばこ及び酒類販売業
9. 太陽光、バイオマス、風力、地熱、水力等の再生可能エネルギー資源を利用した発電所の開発、発電及び売電
10. 太陽光、バイオマス、風力、地熱、水力等の再生可能エネルギー資源を利用した発電所の施設運営業務並びにそれらの支援・コンサルティング業務
11. エネルギー・環境・リサイクルに関する調査研究
12. エネルギー・環境・リサイクル事業への投資に関するコンサルティング業務
13. 再生可能エネルギー事業者、リサイクル事業者及び廃棄物処理業者に対する経営に関する一切のコンサルティング
14. 不動産の取得、保有、運用、管理、運営
15. 不動産の売買、交換、賃貸及び仲介並びに斡旋
16. 不動産の補修、警備及び清掃
17. 不動産及び不動産事業に関するコンサルティング業務
18. 地域開発、不動産開発の企画、計画並びにコンサルティング業務
19. 医療機関の開設・運営等に関するコンサルティング業務
20. 高度管理医療機器の製造、販売、製造販売、貸与及び輸出入
21. テレビ、ラジオ、雑誌、新聞又はインターネット等、各種メディアにおける広告、マーケティング及び宣伝業務
22. 各種イベントの企画、製作、運営及び実施
23. 音楽、芸能、スポーツに関するイベントの企画、製作、運営及び興行
24. 前記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、203,075,600株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条 第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は毎事業年度終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条 第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会並びに執行役員

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、又は補欠として選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期の満了する時までとする。
3. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。
4. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

（代表取締役社長及び役付取締役）

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）

の中から、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役社長は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役社長1名を選定し、代表取締役副社長1名及び取締役会長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（業務執行の決定の取締役への委任）

第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（執行役員）

第24条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務分担して執行させることができる。取締役会はその決議によって役付執行役員を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。なお、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役との責任限定契約)

第32条 当会社は取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の決議の方法)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬額等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第42条 当社は、会計監査人（会計監査人であった者も含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

（事業年度）

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（期末配当金）

第44条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

（中間配当金）

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第46条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

以 上